

平成 22 年 6 月 28 日

各位

日本振興銀行株式会社

業務改善計画の策定及び提出について

既に公表しておりますように、日本振興銀行株式会社は、先月 27 日、金融庁より業務一部停止命令及び業務改善命令を受けておりますが、当行は、当該行政処分を真摯に受け止め、今般、以下のような内容の経営管理態勢の抜本的再構築に向けての具体策を含む業務改善計画を取り纏め、金融庁に提出いたしました。

今後は、業務改善計画の着実な履行により、経営改革に全力で取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

1. 総括

お客さまや株主・投資家をはじめ多くの皆さま方には、行政処分を受けて以降、本日に至るまでの間、多大なご迷惑・ご心配をお掛けしてきたことにつき、深くお詫び申し上げます。

今般の行政処分の背景には、金融機関に求められる倫理意識や遵法意識の欠如、営業・利益重視の経営風土、ノンバンクの大口債権買取などビジネスモデルにはらむ経営リスクに対する認識・管理が甘く、急速な業務拡大にもかかわらず、法令遵守態勢及び信用リスク管理態勢等とそれに関連する経営管理態勢が著しく脆弱であったことに問題がありました。

これらの問題につきましては、取締役会が、一部の経営指導層を過度に信頼するあまり、執行部門に対する監視・監督が不十分であったことが根底にあったと認識しております。

これらの問題点、処分の理由となった重大な法令違反等ならびに経営管理態勢、法令等遵守態勢、及び信用リスク管理態勢等に関する指摘については、深く反省するとともに、厳粛に受け止めております。とりわけ、検査対応に係る検査忌避との指摘については、当局検査全般の実効性を著しく毀損するとともに、信用秩序の維持、預金者の保護、金融の円滑化の確保といった金融行政の目的達成を阻害するものであったと深く反省いたしております。

今後は、かかる事態を二度と繰り返すことのないよう、法令遵守態勢及び信用リスク管理態勢等とそれに関連する経営管理態勢を抜本的に再構築するとともに、ビジネスモデルに関しても、中小企業に幅広く貸し出すことにより、真の信用創造機能と資金仲介機能を

提供するとの創業の原点に立ち返り、持続可能なものとするべく、ビジネスモデルの検証及び再構築を行い、先般設置した「改善推進委員会」を中心に経営陣が率先垂範して各種の改善対応策に取り組むことにより、社会的な信頼の回復に努めていく所存です。

2. 具体策対応について

(1) 当行の現状認識

当該行政処分における指摘を受け、原因の究明を行い、現時点では、当行の経営管理態勢に関しての多くの問題点を認識しており、業務改善計画の中で改善策を実施していく所存です。

さらに、今後のより実効性のある追加的な再発防止策を講じていくため、今般指摘を受けた法令違反等の原因究明及び類似の法令違反の有無、ならびに大口融資先管理についての検証が必要と判断し、客観性や公平・公正を期すため、当行の顧問ではない第三者の弁護士、公認会計士のみで構成される「特別調査委員会」（委員長 河内 悠紀弁護士／元大阪高検検事長）に、調査・検証を委託いたしました。

(2) 経営改善策の概要（カッコ内は実施時期）

今般、取締役会と執行役・執行部を直結し一体となって実効性のある経営改善を進めるために取締役と執行役各2名ずつで設立された「改善推進委員会」とその実施部隊である経営改善室を中心に、下記のとおり、経営管理態勢、法令等遵守態勢及び信用リスク管理態勢の抜本的再構築のための組織及び内部規程の全体的な見直しを含む経営改善策を実施してまいります。

①経営管理態勢の抜本的再構築

- ・ 法令等遵守態勢、信用リスク等管理態勢にかかる内部監査機能強化のため、経営監査室を増強し専担役員を配置【平成22年8月末目途】
- ・ 取締役会事務局の機能及びそれに対する監査を強化するため、取締役会事務局を経営監査室から経営管理室に移管【平成22年7月中旬目途】
- ・ 経営管理室に移管された取締役会事務局において、網羅的かつ徹底的な議案の事前確認及び取締役会からの示達事項の徹底・フォローを実行【平成22年7月中旬目途】
- ・ 経営監査室については、取締役会事務局による取締役会との情報伝達機能等が適切に履行されているかなどの事後監査を実施【平成22年7月中旬目途】

②適切な受検態勢の確立

- ・ 検査対応指針とマニュアル（金融庁検査部門との円滑な意思疎通を確保する内容を含む）の策定と周知【平成22年7月末目途】

- ・ 検査対応窓口を執行から独立している監査委員会直属の経営監査室に変更し、取締役会に対する報告態勢を確立するなど、取締役会等による監視・監督の強化【平成22年7月中旬目途】
- ・ 経営監査室には執行から独立した専担役員を配置【平成22年8月末目途】

③法令等遵守態勢及び顧客保護等管理態勢の抜本的再構築

- ・ 独立した部署としてコンプライアンス統括部を新設【平成22年7月中旬目途】
- ・ コンプライアンス関連規程・表彰体系等の見直しと社内徹底【平成22年8月末目途】
- ・ 業務執行に関する文書の作成・保存・管理の徹底【平成22年8月末目途】
- ・ コンプライアンス意識向上のための研修の実施【平成22年9月末目途】
- ・ 法令違反の悉皆調査と是正策の実施【平成22年9月末まで】

④信用リスク管理態勢及び資産査定管理態勢の抜本的再構築

- ・ 営業推進と審査の完全分離と大口与信審査態勢の強化【平成22年7月中旬目途】
- ・ 信用リスク等関連規程等の見直し及び社内徹底【平成22年8月末目途】
- ・ 与信先の融資審査資料等の文書の作成・保存・管理の徹底【平成22年8月末目途】
- ・ 今回の検査指摘を踏まえたリスク管理の実行【平成22年9月末まで】
- ・ 大口融資先点検・是正策の実施【平成22年9月末まで】

⑤過去の検査指摘事項の改善状況の総点検

- ・ 経営監査室による総点検を実施【平成22年8月末目途】

⑥ビジネスモデルの検証・再構築

- ・ 新態勢や経済環境を踏まえ、これまでのビジネスモデルに関する検証と再構築を検討【平成22年9月末まで】

3. 責任の明確化

当行といたしましては今回の一連の行政処分を重く受け止め、関係した役職員について、厳正かつ客観的な調査を行い、必要な処分を行うとともに、結果について公表させていただく考えでございます。

4. 今後の経営方針

当行は今回の業務改善命令を真摯に受け止め、今般提出した業務改善計画の着実な履行により、受検態勢、法令等遵守態勢等、信用リスク管理態勢等の経営管理態勢の抜本的再構築と持続可能なビジネスモデルへの転換を早期に実施してまいります。